

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「医療制度改革関連法 後期高齢者の医療費窓口負担割合変更について」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
 編集：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠

参考資料：厚生労働省ホームページ「後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html)
 厚生労働省「～医療機関・薬局等の皆様へ～後期高齢者医療制度に関するお知らせ」（令和4年9月発行）Ver.3
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000981142.pdf>)

（10月4日更新）

・（P9-10）

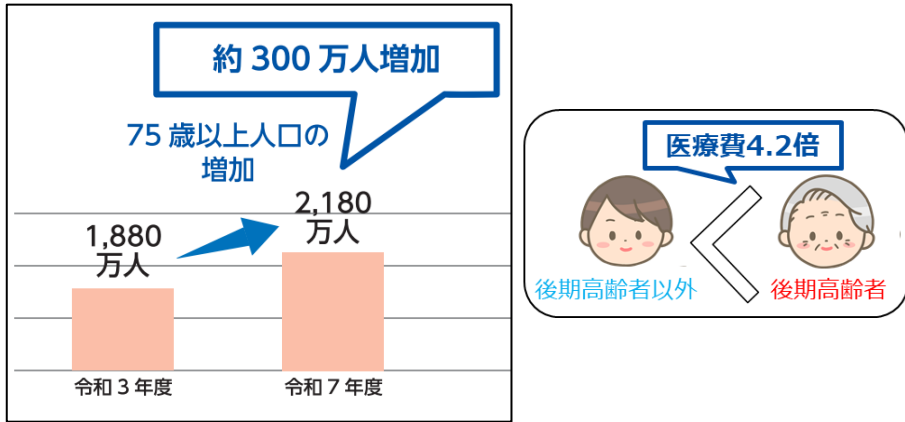
医療機関・薬局等での窓口負担額計算イメージを追加しました

本資料は、2022年9月5日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20221006-1136(1)-4

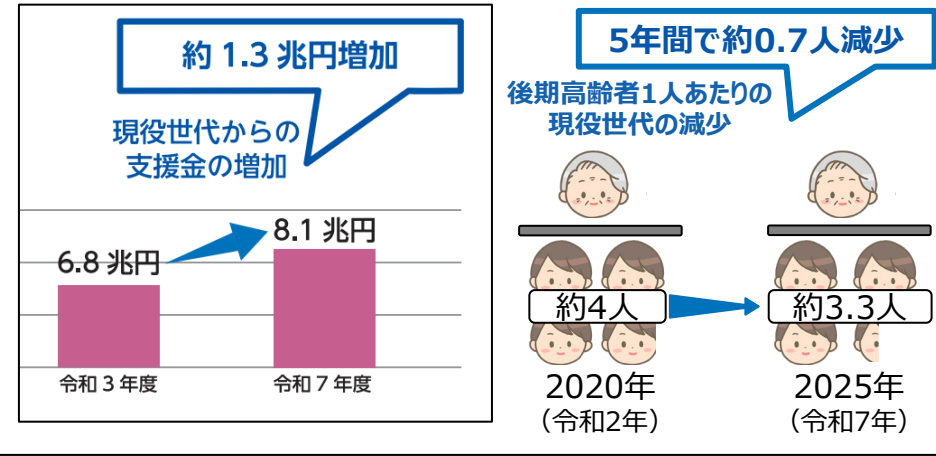
- 2022年10月1日から一部の後期高齢者の窓口負担割合が1割から2割へ見直されます。
- 施行から3年間は負担増の影響が大きい外来患者に対して、負担増加額を一定額以内に抑える配慮措置が導入されます。
- 同一医療機関で月内の外来窓口負担増加額が上限額3,000円に達した場合、以降は1割の窓口負担となりますので、注意が必要です。
- 2022年度は後期高齢者被保険者証が2回交付されるため、切り替え前後の期間では、提示された保険証の「一部負担金の割合」・「有効期限」の確認が必要です。

2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費が増大



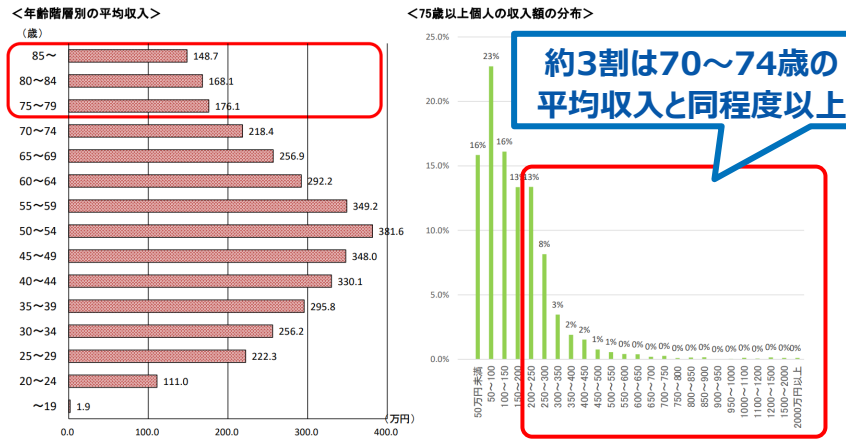
出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000977092.pdf>) を加工して作成
 出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/content/kouki_tokusei_r01.pdf) を加工して作成

後期高齢者の医療費の多くを税金と現役世代からの支援金で支えていて、働く世代の負担は年々増加



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000977090.pdf>) を加工して作成
 出典：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所) (https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp) を加工して作成

後期高齢者の一部は70～74歳の平均収入と同程度以上の収入



【出典】2019年(令和元年)国民生活基礎調査(抽出調査)
 ※「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。(事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている)
 出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/000882869.pdf>) を加工して作成

現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、後期高齢者窓口負担割合の見直しへ



自己負担増が発生する対象者とは① (年齢・年収と対象者のイメージ)

■ 2022年10月1日より、一定の所得がある後期高齢者の医療費窓口負担割合が1割から2割に引き上げられます。

年齢・年収別 医療費窓口負担割合の概略 (単身世帯)

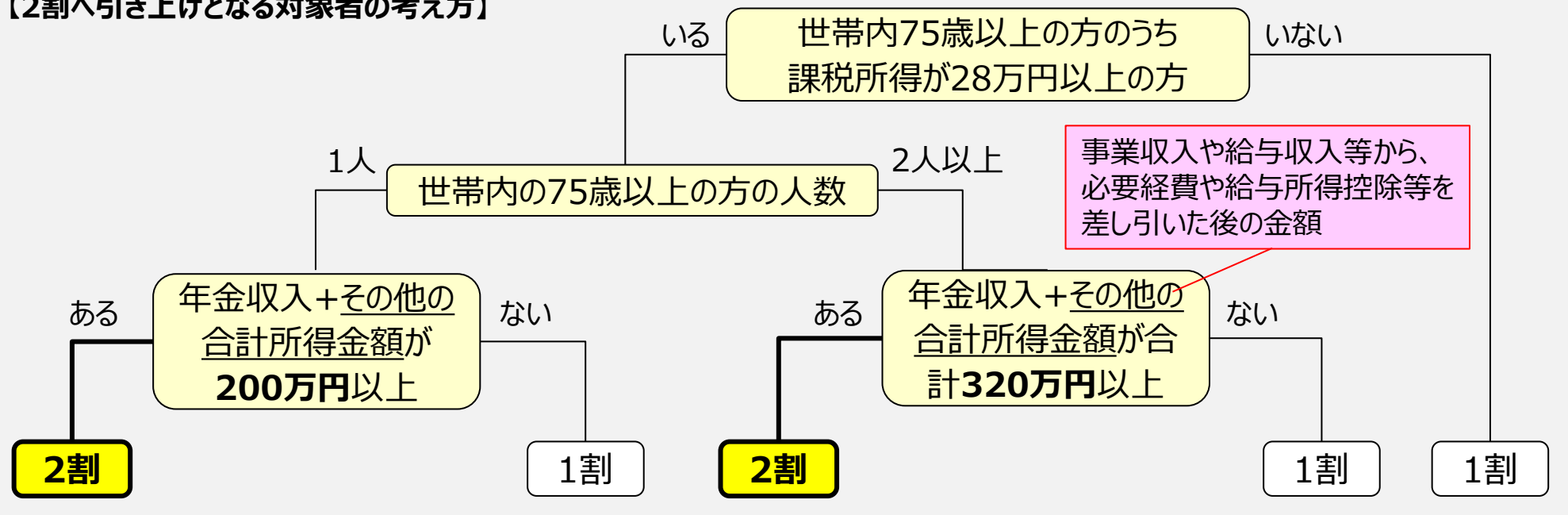
年収 (単身世帯の場合)	200万円	383万円 (現役並みの所得の方)
75歳以上	1割負担	1割から2割へ (約370万人)
74歳～70歳	2割負担	3割負担
70歳未満 (未就学児を除く)	3割負担	

今回対象となるのは、年収が200万以上383万円未満の方に限られます。
75歳以上の被保険者の全体では、約20%の方が該当すると言われており、約370万人の方が1割から2割負担に引き上げられます。

窓口負担増が発生する対象者とは② (個別の判定方法)

- 対象者は、世帯内75歳以上の方のうち課税所得額が28万円以上の方がいる場合であって、単身世帯では年収200万円以上、複数世帯では年収合計が320万円以上の場合です。
- 一定の年収があっても、控除される額が大きい方は、対象から外れる場合があります。

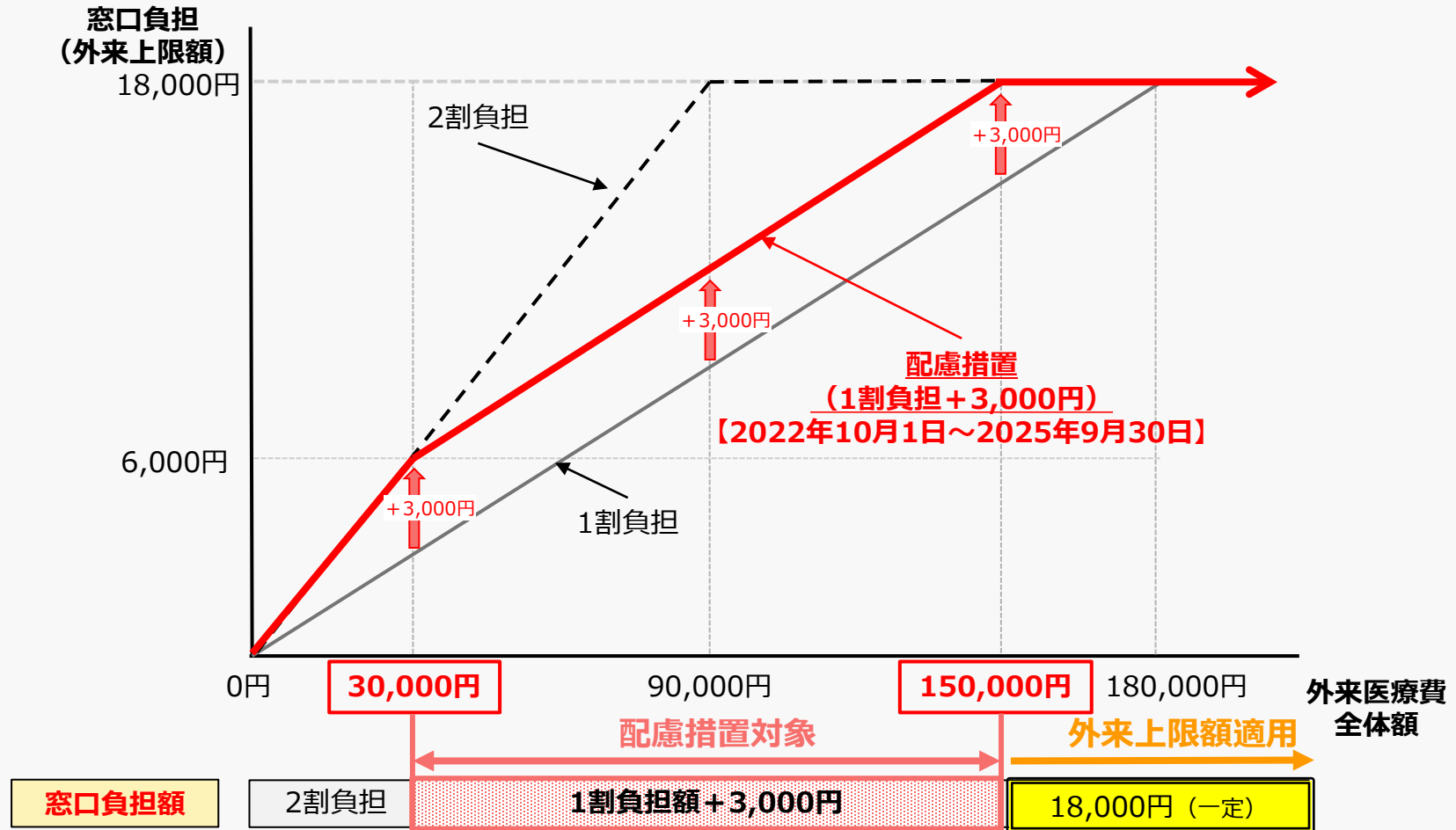
【2割へ引き上げとなる対象者の考え方】



課税所得とは...住民税納税通知書の「課税標準」の額
前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除額を差し引いた後の金額
65歳以上で公的年金等の収入金額が330万円未満の方の公的年金等控除額は、110万円です。
所得控除には扶養控除など15種類あります。

所得控除の種類				
雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除
地震保険料控除	寄附金控除	障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除
勤労学生控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除

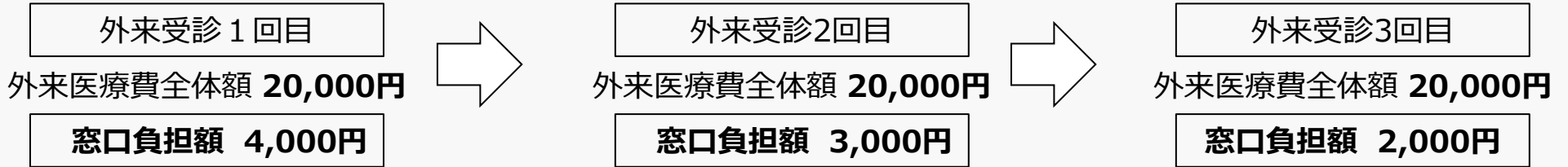
- 今回2割負担となる方には、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が最大3,000円にまでに収まるよう配慮措置が導入されます。（2022年10月1日から3年間）
- 月の窓口負担額が1万8千円以上の場合は、高額療養費制度の外来上限額が適用されます。



出典：厚生労働省「～医療機関・薬局等のみなさまへ～後期高齢者医療制度に関するお知らせ（令和4年8月発行）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000981142.pdf>）を元に作成
 本資料は、2022年9月5日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

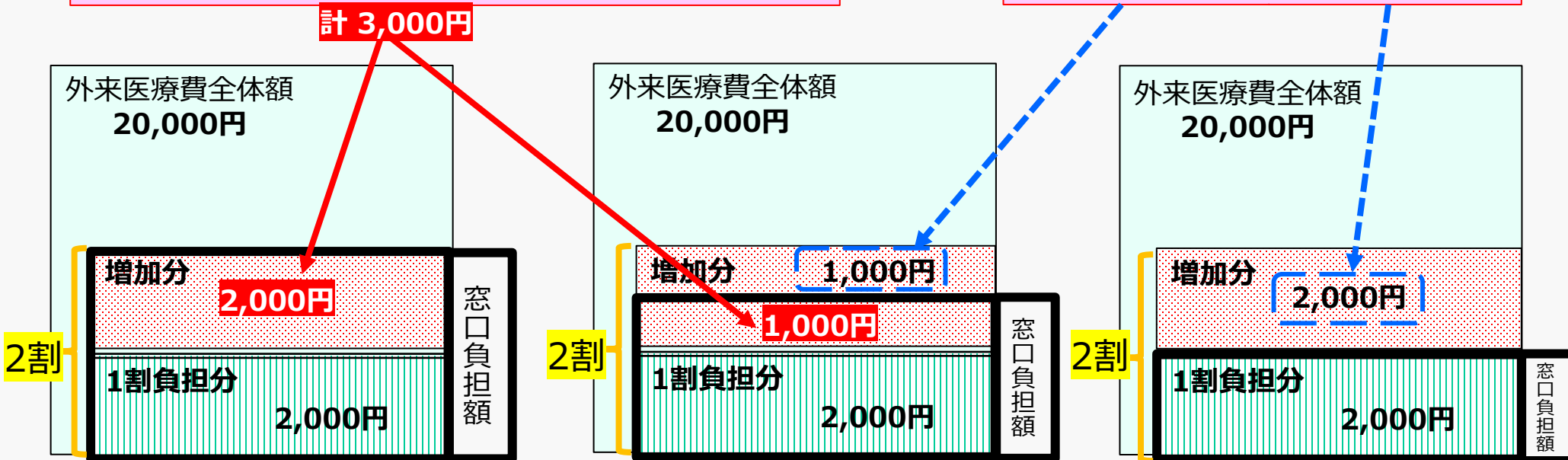
負担増の影響の大きい外来患者への配慮措置 (同一医療機関の外来3回受診の例)

■ 同一医療機関での外来受診の場合、1割負担の場合と比べた窓口負担増加額が同一月内に3,000円を超えた分は支払う必要はなく、以降は1割負担分を支払うことになります。



【配慮措置】1割負担の場合と比べた外来の窓口負担増加額が1月に最大3,000円に収まるよう措置を講じる

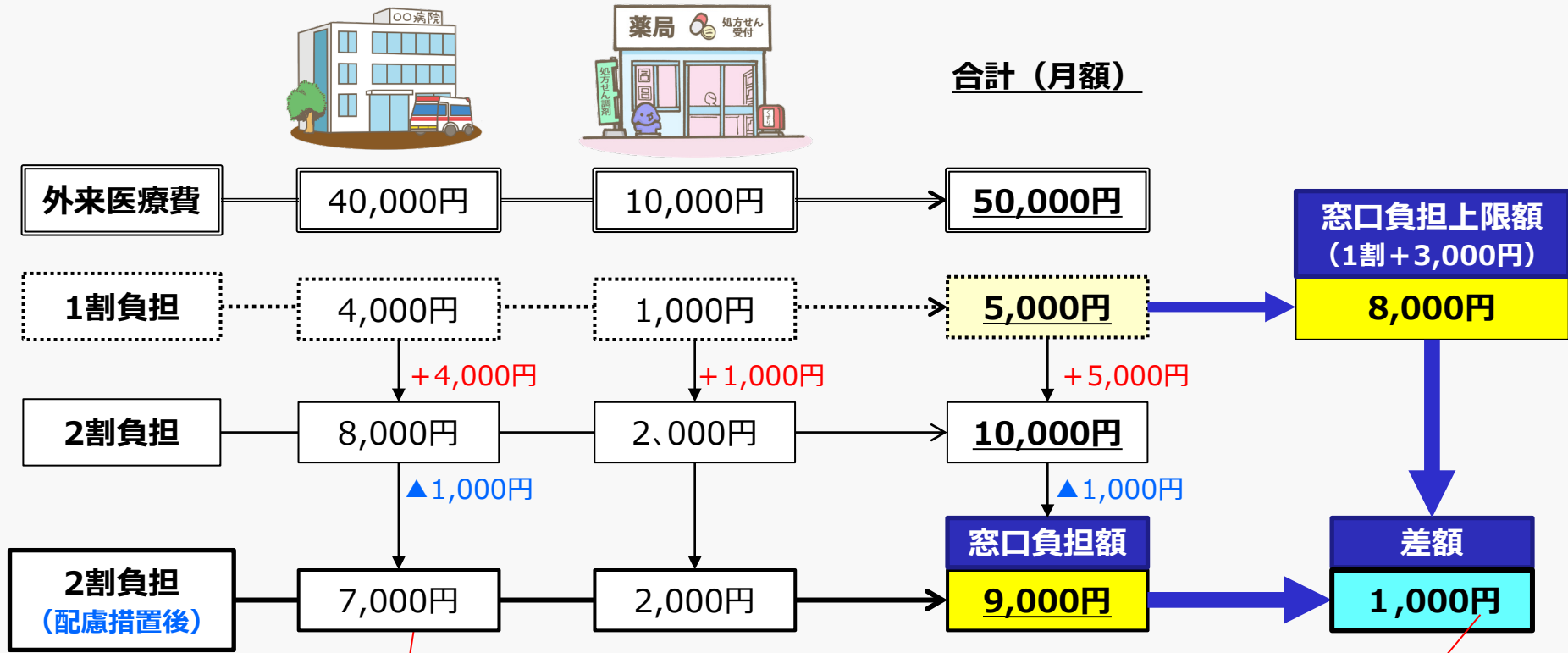
同一月内に3,000円を超えた増加分は窓口で支払う必要がない



負担増の影響の大きい外来患者への配慮措置 (複数医療機関受診の場合)

■ 複数医療機関の外来を受診している場合、窓口負担割合変更に伴う1か月の負担増を3,000円までに抑えるため、差額が事前登録口座へ後日高額療養費として払い戻されます。

【配慮措置の例(複数医療機関の外来医療費全体額が50,000円の方の場合)】



同一医療機関で、1割負担の場合と比べた窓口負担増が同一月内に3,000円を超えた分は支払わなくてよい

申請 (口座事前登録) し、後日償還払い (2回目以降は自動的に償還)

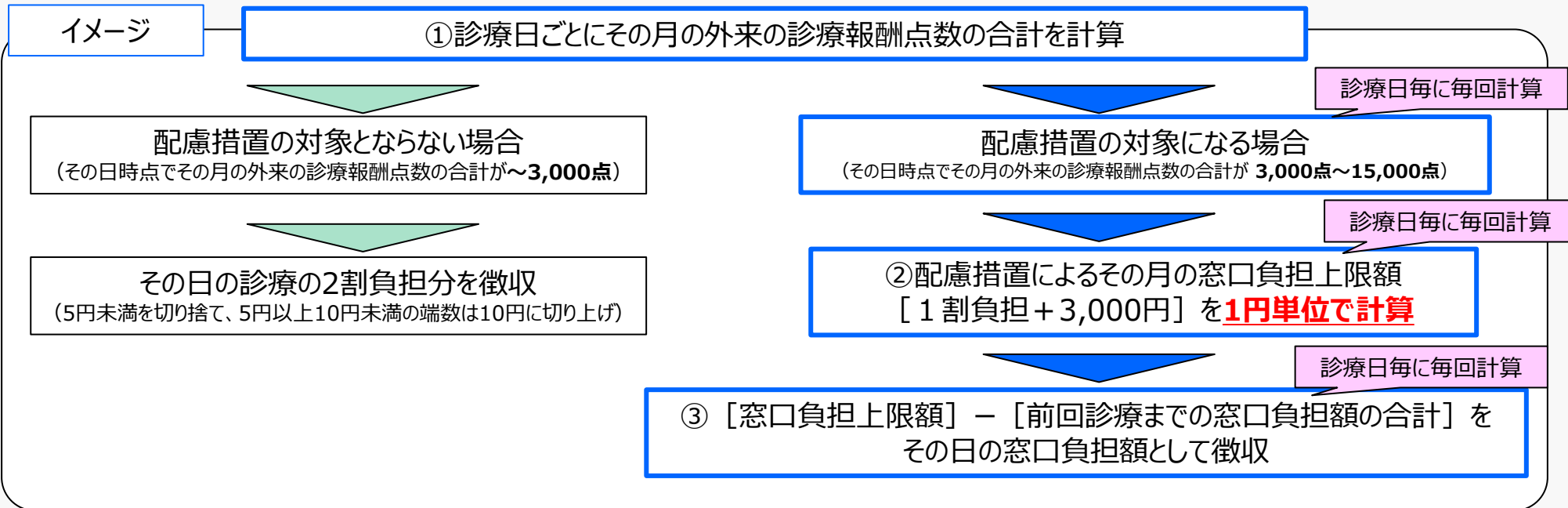
出典：厚生労働省ホームページ「(参考) 今回の配慮措置の仕組み」(https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000981142.pdf) を元に加工して作成

本資料は、2022年9月5日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

計算方法

2割負担の方について、診療日ごとに①～③の手順で計算します。

- ① **その月の外来の診療報酬点数の合計を計算**
- ② **配慮措置の対象になる場合**（その月の外来の診療報酬点数の合計が 3,000点～15,000点）、**配慮措置によるその月の窓口負担上限額（1割負担+3,000円）を計算**
- ③ **前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額**
 - 配慮措置が適用される場合、**配慮措置は高額療養費の仕組みで行われます。**
 - そのため、計算方法②での**窓口負担における「1割負担」部分の計算は1円単位で行われ**、③で算出される窓口負担額は**1円単位で患者から徴収する必要があります。**



2割負担の方の医療機関・薬局等での その日に徴収する窓口負担額計算イメージ

●月	その日の診療点数	①●月の外来の診療点数 (合計)	②●月の窓口負担の上限額	③その日に徴収する窓口負担額
A日	2,500点 (2,500円)	2,500点 (25,000円)	— (この日時点では配慮措置の対象とならない)	5,000円
B日	1,003点 (10,030円)	3,503点 (35,030円)	6,503円 ※配慮措置 1割負担 + 3,000円	1,503円
C日	1,014点 (10,140円)	4,517点 (45,170円)	7,517円 ※配慮措置 1割負担 + 3,000円	1,014円
D日	11,000点 (110,000円)	15,517点 (155,170円)	18,000円 ※外来上限額	10,483円

B日の計算方法

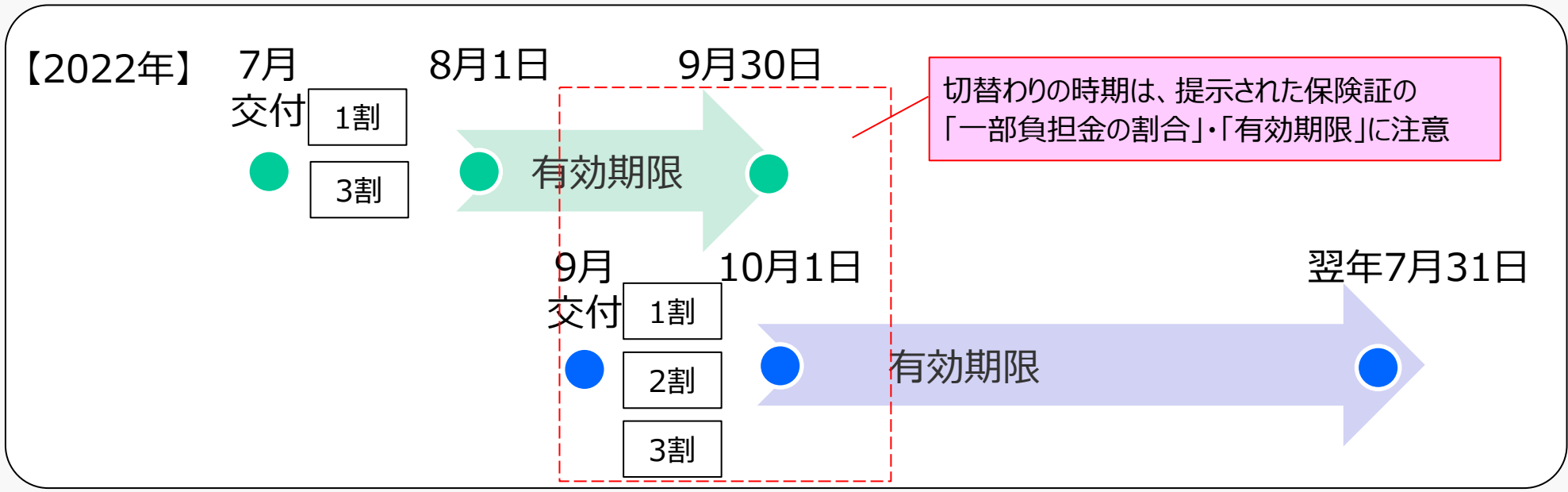
- 同日時点のその月の外来診療報酬点数合計を計算
 $2,500\text{点} + 1,003\text{点} = \mathbf{3,503\text{点}}$
- 配慮措置の対象となるため、配慮措置による上限額を計算
 $1\text{割負担} [35,030\text{円} \times 0.1] + 3,000\text{円} = \mathbf{6,503\text{円}}$
- ②の上限額と前回までに支払った窓口負担額の差から、**その日に徴収する窓口負担額**を計算
 $6,503\text{円} - 5,000\text{円} = \mathbf{1,503\text{円}}$

C日の計算方法

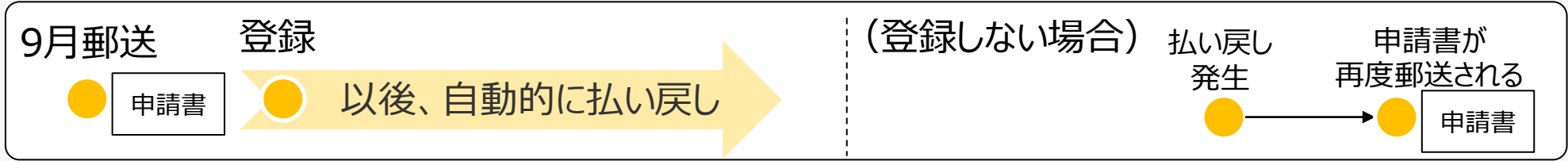
- 同日時点のその月の外来診療報酬点数合計を計算
 $3,503\text{点} + 1,014\text{点} = \mathbf{4,517\text{点}}$
- 配慮措置の対象となるため、配慮措置による上限額を計算
 $1\text{割負担} [45,170\text{円} \times 0.1] + 3,000\text{円} = \mathbf{7,517\text{円}}$
- ②の上限額と前回までに支払った窓口負担額の差から、**その日に徴収する窓口負担額**を計算
 $7,517\text{円} - 6,503\text{円} = \mathbf{1,014\text{円}}$

令和4年度の後期高齢者被保険者証の交付 ・口座登録の申請書の郵送

■ 窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、2022年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、2022年10月1日以降の窓口負担割合の記載がある被保険者証が交付されます。



■ 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には9月頃に申請書が郵送され、口座登録後は、払い戻しが生じた場合、その口座に後日自動的に払い戻されます。



本資料は、2022年9月5日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2022年10月1日から一部の後期高齢者の窓口負担割合が1割から2割へ見直されます。
- 対象者となるのは、課税所得額が28万円以上の後期高齢者がいる世帯であって、一定の年収がある場合に限られ、単身世帯と複数世帯で年収の条件が異なります。
- **施行から3年間は負担増の影響が大きい外来患者に対して、負担増加額を一定額以内に抑える配慮措置が導入されます。**
- **同一医療機関で月内の外来窓口負担増加額が上限額3,000円に達した場合、以降は1割の窓口負担となりますので、注意が必要です。**
- 複数医療機関外来受診の場合、1割負担の場合と比べた負担増合計が月3,000円以上となった際には、差額が後日払い戻されます。
- **2022年度は後期高齢者被保険者証が2回交付されるため、切り替え前後の期間では、提示された保険証の「一部負担金の割合」・「有効期限」の確認が必要です。**
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には9月頃に申請書が郵送されます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>